

堺市こども食堂開設支援補助金 募集要項

堺市では、地域のこどもたちを対象に食事などを提供し、こどもたちを見守り、必要に応じて支援機関につなぐ役割をもつ「こども食堂」を開設する団体を募集し、開設準備に要する経費の一部を補助します。家の中でひとりで過ごしている子、ひとりで食事をしている子、経済的に厳しい状況で暮らしている子などを含め、様々な家庭環境で暮らすこどもたちが地域とつながり、健やかに育つ環境整備を進めていきます。

1 補助対象となる地域

さかいこども食堂ネットワークに加盟しているこども食堂がない小学校区が補助対象地域となります。

※既にこども食堂が開設されている小学校区にて、活動している団体の活動状況を確認し、当該団体が補助金の交付基準（月1回以上開催）を満たして継続的にこども食堂を運営することが困難であると判断できた場合は、当該小学校区は補助対象地域とします。

2 補助対象となる事業等

以下の要件をすべて満たしている「こども食堂」の開設準備が対象となります。

- (1) 本市の補助対象地域内で開設すること（申請した年度内に開設してください）。
- (2) 孤食や生活困窮など様々な家庭環境のこどもを含む地域のこどもたちが気軽に参加できること。
- (3) 食品衛生上の責任者※をおき、安全に食事の提供を行うこと。
- (4) 自主学習の支援、こども同士の遊び、体験など、こどもの居場所づくり活動を行うこと。
- (5) こどもの様子を見守り、必要に応じて専門の支援機関につなげること。
- (6) 原則、月1回以上開催し、1年以上継続すること。
- (7) 宗教、政治、営利活動を目的としないこと。
- (8) 国及び地方公共団体等から、同一のこども食堂の開設準備に係る補助金及び負担金等（以下「国等からの補助金等」という。）を受けていない又は受ける見込みのないこと。ただし、国等からの補助金等の額が200,000円に満たない場合は、この限りではない。

※食品衛生責任者養成講習会を修了した者、またはそれと同等以上の資格（栄養士、調理師、製菓衛生師等）を有する者から選ぶこと。

3 補助内容

(1) 対象経費

こども食堂の開設に要する経費のうち、別表に定めるもの。

(2) 補助額

1事業につき20万円を限度に開設経費を補助します。

※国等からの補助金等を受けている又は受ける見込みのある場合は、当該補助額を控除した金額を限度とします。

(3) 交付回数

1団体につき1回限りとします。

※本補助金を受領した団体（以下「補助金受領団体」という。）が、現に開設しているこども食堂に加えて、別の補助対象地域においてもこども食堂を開設する場合（補助金の交付目的を達成するために必要であると認められるときに限るものであって、

単に開設場所を変更する場合は除く。)は交付します。

※補助金受領団体と実質的に同一の団体であると認められる場合は、1団体とみなします。

4 応募団体の資格要件

以下の要件をすべて満たしている団体のみ申請することができます。

- (1) 定款・会則等を備えていること。
- (2) 当事業において、明朗な会計・経理を実施・報告できる団体であること。
- (3) 宗教または政治活動を行う団体でないこと。
- (4) 団体の活動内容が公序良俗に反しないこと。
- (5) 暴力団でないこと、又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制下にあるものではないこと。次の①及び②を満たすこと。

①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。

②法人の場合は、その役員(法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。)に暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者がいないこと。

5 留意事項

申請及び事業の実施にあたっては、以下の点に留意してください。

- (1) 開設後は「さかいこども食堂ネットワーク」に参画し、事業の維持・向上を図り、持続的な運営に努めること。
- (2) 利用者の安全確保を図り、近隣への配慮に努めること。
- (3) 個人情報の保護に十分配慮すること。
- (4) 食品衛生に関する研修や講習会等に参加し、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。また、事前に保健所に相談すること。
- (5) 提出書類は、審査結果に関わらず返却しません。また、堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合があります。
- (6) 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

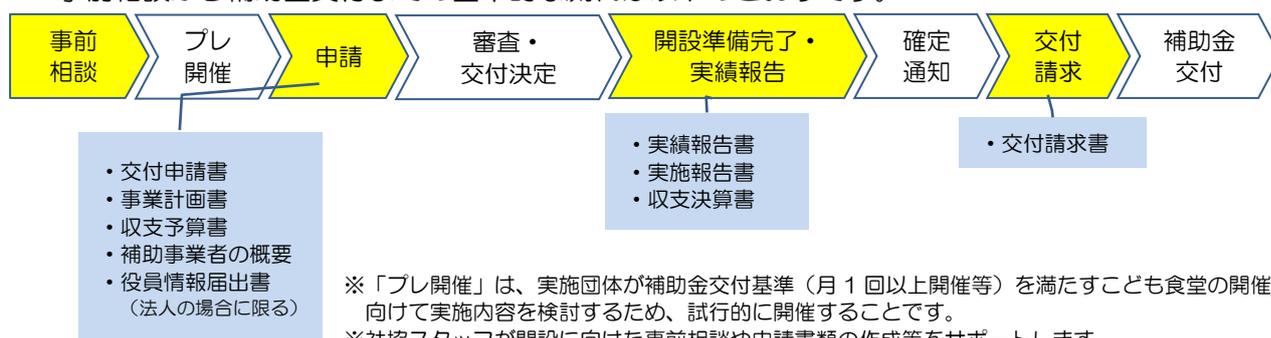
6 スケジュール

随時受付。まず、事前に下記の社協スタッフまでご相談ください。

※予算の範囲内での実施になるため、年度の途中で募集を終了することがあります。

7 事前相談から補助金交付までの流れ

事前相談から補助金交付までの基本的な流れは以下のとおりです。



※「プレ開催」は、実施団体が補助金交付基準(月1回以上開催等)を満たすこども食堂の開催に向けて実施内容を検討するため、試行的に開催することです。

※社協スタッフが開設に向けた事前相談や申請書類の作成等をサポートします。

※開設後、1年以上継続して実施していない場合は補助金の返還を求めますのでご注意ください。

8 申請時の提出書類

補助金の交付を申請する場合は、「堺市こども食堂開設支援補助金交付申請書」(様式第1号)に次の書類を添えて提出してください。※別紙記載例をご参照ください。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 補助事業者の概要(定款・会則等の規約)
- (4) 役員情報届出書(様式第4号。法人の場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

9 事前相談及び申請書類等の提出窓口

こども食堂の開設を検討されている方や、何か手伝いたいと考えている方からの相談にも応じています。気軽にお問い合わせください。

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 地域福祉課

住 所：〒590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号 堺市総合福祉会館内

電 話：072-232-5420 FAX：072-221-7409

別表（要綱第5条関係）

費目	内訳
需用費	<p>消耗品費 価格が5万円未満で、かつ、こども食堂で使用するものに限りま す。 例：食器、調理器具等の購入費用</p> <p>印刷製本費 開設を宣伝するためのチラシ等を印刷する費用</p> <p>修繕料 備品、物品等の一部を修理、補修するための費用</p>
役務費	<p>手数料 備品や物品、消耗品等の購入にかかる支払及び配達に付随するもの に限りま す。</p> <p>通信運搬費 開設を宣伝するためのチラシ等を郵送する費用</p>
工事請負費	<p>建物や設備の軽微な改修費用で、事業実施に必要な範囲に限りま す。 例：シンクの取替・設置など</p>
備品購入費	<p>価格が5万円以上で、かつ、こども食堂で使用するものに限りま す。 例：冷蔵庫、炊飯器、机イス等の購入費用</p>
負担金	<p>食品衛生責任者養成講習会の受講費用</p>

1 実施団体

団体名	〇〇〇〇 ※こども食堂名ではありません。
代表者名	●●●●
団体住所	△△△△
団体連絡先(TEL/FAX)	TEL FAX
メールアドレス	▲▲▲▲

2 事業内容

補助事業名	〇〇こども食堂
開設場所	堺市〇区●●町▲▲ △△△△ ※住所・施設名等を記載。写真（内観・外観）を添付。
開設（予定）日	令和〇年〇月〇日（予定） ※既設の場合は開設日を記載
開設準備の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・二層シンクの取付工事 ・鍋、食器類、炊飯器等の購入 ・開設周知チラシの作成 ・食品衛生責任者養成講習会の受講
開設するこども食堂の基本的な考え方	こどもたちが気軽に参加できるこども食堂をつくり、こどもと地域がつながる場所を提供する。また、夕食の提供と宿題の時間を確保することで、「孤食」を防ぎ、学習習慣を身につけることを支援する。
運営責任者	〇〇 〇〇
食品衛生上の責任者	●● ●● ※予定の場合は（予定）と記載
保健所への相談日	令和〇年〇月〇日 ※申請前に必ず相談すること
開催頻度等	月1回 第3水曜 午後4時30分～ ※月1回以上
運営スタッフの人数	5名
1回あたり利用人数	20名程度（想定）
利用者負担	こども無料、大人実費相当（300円程度）
食事以外の居場所づくりの内容	宿題の支援、読書タイムの実施、クリスマス等のイベント開催を行う。
安全管理	小3以下の参加者は帰宅時に大人のお迎えを必須とする。
事業継続に関する考え方	実施コストを抑え、地域に根付いた持続的な運営を行う。
その他	※上記以外に説明すべきことがあれば記載してください。

開設前に必ず責任者をおいてください。

1 事業計画の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

収支予算書

団体名 ○○○○

補助事業名	○○こども食堂
-------	---------

1 収入 (単位 円)

収入の種類	予算額	内容説明（算出基礎等）
1 堺市補助金	196,000*	
2		
3		
収入合計	196,000	

※計算誤りがないかなど、提出前に必ずご確認ください。

2 支出 (単位 円)

費目	予算額	うち堺市補助金充当額	積算内訳（算出基礎等）
需用費（消耗品費）	25,000	25,000	鍋大小1セット10,000円、食器30セット10,000円、スプーン・フォーク・はし30セット5,000円
需用費（印刷製本費）	20,000	20,000	周知チラシ1000部 20,000円
役務費（手数料）	1,000	1,000	炊飯器1台 配達手数料 1,000円
役務費（通信運搬費）	15,000	15,000	周知チラシ配架郵送料 15,000円
工事請負費	70,000	70,000	二層シンク取付一式：70,000円
備品購入費	55,000	55,000	炊飯器1台：55,000円
負担金	10,000	10,000	食品衛生責任者養成講習会受講1名：10,000円
支出合計	196,000	196,000*	

※は、それぞれ一致するものとする。

備品は5万円以上、
消耗品は5万円未満です。

【留意事項】

支出の積算内訳には、内容と予定数量を記載してください。また、消耗品費以外の費目については、見積書（積算の参考に用いた書類等）を添付して提出してください。

※この例は、定款や会則を定めていない団体を対象とした記載例です。内容については、団体の実情に合わせて変更してください。

〇〇〇〇 会則 (例)

(名称及び活動の場)

第1条 本会の名称は、〇〇〇〇とし、主な活動の場を△△△△とする。

(目的)

第2条 本会は、食の提供等を通して子どもたちの居場所づくりを行うことで、地域の子どもが健やかに育成される環境整備を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条に規定する目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 子どもへの食の提供等を通じた居場所づくり
- (2) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、この会の目的に賛同し、参加する者とする。

(役員構成及び任期)

第5条 本会に次の役員を置く。役員は会員の中から互選するものとする。

- (1) 代表 1人
- (2) 副代表 1人
- (3) 会計責任者 1人
- (4) 監事 1人

2 役員は任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員職務)

第6条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 会計責任者は、本会の会計を担当する。
- 4 監事は、本会の会計経理を監査する。

(運営会議)

第7条 本会の運営に関する重要な事項を審議決定するための運営会議を置き、会員の出席を持って開催する。

- 2 運営会議は代表が招集し、その議長となる。
- 3 運営会議は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(経費)

第8条 本会の経費は、助成金その他の収入金をもって支弁する。

(会則の改廃)

第9条 この会則を改廃しようとするときは、運営会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

(その他)

第10条 その他、この会則に定めのないものは、運営会議において別に定める。

付 則

この会則は、 〇〇年〇月〇日から施行する。

堺市子ども食堂開設支援補助金実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長 様

子ども食堂の開設場所ではなく、
団体住所をご記載ください。

所在地 堺市〇区〇〇〇〇〇〇

団体名 〇〇〇〇

代表者職名・氏名 〇〇 ●●●●

〇〇年度堺市子ども食堂開設支援補助金について、次のとおり関係書類を添えて、報告します。

補助年度	〇〇年度
補助事業名	〇〇子ども食堂
交付決定	〇〇年〇〇月〇〇日付け通知堺子企第〇〇号
補助金交付決定額	196,000円
添付書類	<p>1 実施報告書</p> <p>2 収支決算書</p> <p>3 領収書、その他事業実施にかかる費用支払を証する書類</p> <p>4 その他市長が必要と認める書類</p>

交付決定通知書の日付・文書番号
を正しくご記載ください。

実施報告書

団体名 ○○○○

補助事業名	○○こども食堂
-------	---------

項目	実施内容の説明
1 開設準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議 <ul style="list-style-type: none"> ○○年○月○日 開設にむけた検討会議 ○○年○月○日 開設にむけた検討会議 ・ 工事 <ul style="list-style-type: none"> ○○年○月○日 二層シンク取付 ・ 購入 <ul style="list-style-type: none"> ○○年○月○日 鍋、食器類、炊飯器を購入 ・ 印刷 <ul style="list-style-type: none"> ○○年○月○日 開設周知チラシを印刷 ・ 郵送 <ul style="list-style-type: none"> ○○年○月○日 開設周知チラシを発送 ・ 食品衛生上の責任者 <ul style="list-style-type: none"> ○○年○月○日 食品衛生責任者養成講習会を修了 氏名 ○○ ○○ <p>※食品衛生責任者養成講習会受講同等以上の資格を有する者の場合は、資格名と氏名を記載してください。</p>
2 開催予定	<p>○○年○月○日 第1回開催（予定） 以降、毎月第3水曜日に開催予定</p>

交付申請時から開設日が変更になった場合は変更後の開設日をご記載ください。

- 1 項目欄は、事業や行事名など事業内容に合わせて記入してすること。
- 2 事業実施の内容を説明するため必要があれば、適宜欄を設けるなど変更すること。

【留意事項】
食品衛生上の責任者の確認書類として、食品衛生責任者養成講習会の修了証（写し）、同等以上の資格を有する者の場合は、その資格を証明する書類（写し）を添付してください。

収支決算書

団体名 ○○○○

補助事業名	○○こども食堂
-------	---------

収 入 (単位 円)

収入の種類	決算額	内容説明（算出基礎等）
1 堺市補助金	※ 183,000	
2		
3		
収入合計	183,000	

※補助対象経費の増額がある場合は
交付変更申請書（様式第6号）の
提出が必要です。

支 出 (単位 円)

項目	決算額	うち堺市補助 金充当額	内容説明（算出基礎等）
需用費（消耗品費）	21,000	21,000	鍋大小1セット8,000円、食器30セット9,000円、スプーン・フォーク・はし30セット4,000円
需用費（印刷製本費）	20,000	20,000	周知チラシ1,000部 20,000円
役務費（手数料）	1,000	1,000	炊飯器1台 配達手数料 1,000円
役務費（通信運搬費）	10,000	10,000	周知チラシ配架郵送料 10,000円
工事請負費	68,000	68,000	二層シンク取付一式：68,000円
備品購入費	53,000	53,000	炊飯器1台：53,000円
負担金	10,000	10,000	食品衛生責任者養成講習会受講1名：10,000円
支出合計	183,000	※ 183,000	

※は、それぞれ一致するものとする。

【留意事項】

- 支出内容が確認できる領収書（支払いを証する書類）及び写真（購入物品、施工現場等）等を添付して提出してください。
- 領収書等は、団体名又は団体の役員が宛名になっているものに限りません。

堺市子ども食堂開設支援補助金交付請求書

〇〇年〇〇月〇〇日

堺市長 様

子ども食堂の開設場所ではなく、
団体住所をご記載ください。

所在地 堺市〇区〇〇〇〇〇〇〇〇

団体名 〇〇〇〇

代表者職名・氏名 〇〇 ●●●●●●

〇〇年度の堺市子ども食堂開設支援補助金について、堺市子ども食堂開設支援補助金交付要綱の第15条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	〇〇年度	
補助事業名	〇〇子ども食堂	
交付決定通知	〇〇年〇月〇日付け通知堺子企第〇〇号	
補助金交付決定額	196,000円	
交付確定通知	〇〇年●月●日付け通知堺子企第●●号	
補助金確定通知額	183,000円	
内 訳	既受領額	0円
	今回請求額	183,000円
	残 額	0円

確定通知書の発行日と文書番号を
正しくご記載ください。

必ず通帳と同じ情報
をご記載ください。

【指定預金口座】

口座名義人	フリガナ	〇〇〇〇 〇〇〇〇					
	氏 名	〇〇 〇〇					
指定口座	金融機関名	〇〇〇〇		銀行 金庫 組合			
	支店名	〇〇〇		本店 支店			
	預金口座種別	1. 普通		2. 当座			
	口座番号	●	●	●	●	●	●

(注) ゆうちょ銀行を指定する場合には、振込用の店名・預金種目・口座番号及び受取人名を記入してください。※当該請求書提出の際、預金通帳の写しを添付してください